

下 教 政 第 2 1 3 号
令和8年（2026年）5月29日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 山 元 浩 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市教育委員会
教育長 磯 部 芳 規

定期監査の結果に対する措置について

令和8年（2026年）2月26日付け監査報告第3号により通知のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、通知いたします。

定期監査の結果に対する報告書

教育委員会 菊川教育支所

[指摘事項]

- (1) 行政財産使用料の収入事務において、以下の事例が見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。
ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。
イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。
- (2) 菊川教育支所管内貯水槽清掃業務について、仕様書において水質検査を再委託する場合はあらかじめ再委託承諾申請書を提出し、市の承認を得ることとされている。所管課は、受託者からの申請書の提出を受けていたが、再委託についての意思決定及び書面による承認を行っていなかった。適正に事務処理されたい。
- (3) 行政財産の目的外使用許可について、所管課は、申請者から市有財産の使用許可に関する申請書の提出を受けていたが、使用許可の手続きが行われていない事例があった。所要の措置を講じるとともに、確認体制を強化されたい。

(改善措置状況)

- (1) 改めて債権管理に関する規定について職員に周知徹底を図るとともに、行政財産の使用許可に係る業務進捗状況管理表を作成し、職員間で共有する対策を講じました。
- (2) 今後再委託が見込まれる場合は、仕様書や契約書に則り適切な事務処理を行うよう職員に周知徹底を図りました。
- (3) 職員間で共有する行政財産使用に係る業務の進捗状況管理表により管理体制を強化し、適切な事務処理を行います。

[意見]

なし

(改善措置状況)

教育委員会 豊浦教育支所

[指摘事項]

- (1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務について、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に債権管理を行われたい。

(改善措置状況)

- (1) 改めて債権管理に関する規定について職員に周知徹底を図るとともに、行政財産の使用許可に係る業務進捗状況管理表を作成し、職員間で共有する対策を講じました。

[意見]

- (1) なし

(改善措置状況)

以上